

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日相当日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
（秘密日）

目次

◇告示

字の区域の変更
母樹林の指定の解除
家畜伝染病予防法によるピロプラズマ病検査等の実施
家畜伝染病予防法による豚コレラ予防注射の実施

◇正誤

新たに「なおう」とする土地改良事業に係る土地改良事業計画書等の縦覧
昭和三十九年八月七日付け鳥取県告示第四百七十号中訂正
昭和三十九年八月十一日付け鳥取県人事委員会規則第二十七号中訂正
昭和三十九年八月十一日付け鳥取県人事委員会規則第二十八号中訂正

告示

鳥取県告示第四百九十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十九条第一項の規定に基づき、昭和三十九年七月四日から、倉吉市及び東伯郡羽合町の区域内の字の区域を次のとおり変更したので、同令同条第二項の規定により告示する。

昭和三十九年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

倉吉市大塚

大塚字深田三九二番のうち、三九二番のうち、三九三番のうち、字七峯三九〇番のうち、三九一番のうち、羽合町大字田後字大河下三九八番の次一、三九八番の二、三九八番の三、三九九番の一及びこれに伴う水路の国有地の一部を字下沖に変更

大塚字下沖三六一番のうち、三六二番のうち、三六三番のうち、三六三番のうち、字七峯三八五番の二、三八六番の四、三九一番の二及びこれに伴う水路の国有地の一部を字上沖に変更

大塚字上沖三六九番の二のうち、三七〇番、三七一番のうち、字上荒神四一八番のうち、四二四番のうち、清谷字下前河原六六〇番の一、六六八番の一のうち、六六八番の五、字下沢地七五八番のうち、七五九番の一のうち、七五九番の二のうち、七六〇番のうち及びこれに伴う道路、水路堤塘の国有地の一部を字砂田に変更

大塚字砂田三六九番の一のうち、三六九番の二のうち、三七八番のうち、三八〇番の一のうち、三八一番のうち、字深田三九三番の一のうち、三九四番のうち、三九五番のうち及びこれに伴う道路、水路の国有地の一部を字七峯に変更

大塚字下沖三四八番の一のうち、三四九番のうち、三五〇番のうち、字七峯三八九番のうち、三九〇番のうち、字野嶋四〇三番の二のうち、四〇三番の三のうち及びこれに伴う水路の国有地の一部を字深田に変更

大塚字深田三九五番のうち、三九七番の一のうち、三九七番の二、三九七番の三のうち、三九八番のうち、三九九番のうち、四〇二番のうち、字アヤメ田（但し、四三

八番のうち、四三九番のうち、四四〇番のうち、四四四番のうち、四四五番の一のうち、四四九番の一のうち及び四五〇番の一のうちを除く。）及びこれに伴う水路の国有地の一部を字野嶋に変更

大塚字七峯三八二番のうち、三八三番のうち、三八四番のうち、字深田三九五番のうち、三九六番のうち、三九七番の一のうち、字上荒神四一八番のうち、四一九番の一のうち、四二〇番の一のうち、字燕子池四三一番の一のうち、字田口田全部の土地、字野嶋四一一番の一のうち、字アヤメ田四三八番のうち、四三九番のうち、四四〇番のうち、字広瀬四八二番の一のうち、四八三番のうち、四八四番のうち、字中道四八四番の五のうち、四九〇番の一のうち、四九〇番の二のうち及びこれに伴う道路、水路の国有地の一部を字大荒神に変更

大塚字砂田三七四番のうち、三七六番台併のうち、字荒神（但し、四一八番のうち、四一九番の一のうち及び四二四番のうちを除く。）、字中道四九〇番の一のうち、四九〇番の三、四九〇番の四、四九一番の三のうち、四九

一番の四のうち、四九一番の六、四九一番の七、四九一番の八のうち、四九一番の九のうち及びこれに伴う道路、水路の国有地の一部を字燕子池に変更

大塚字アヤメ田四三八番のうち、四四四番のうち、四四五番の一のうち、字十左衛門田五九六番の一のうち、五九六番の五のうち、五九七番の一のうち、五九七番の二のうち、五九七番の四、五九七番の五、五九七番の六、五九七番の七、五九九番の一のうち、五九九番の四のうち及びこれに伴う道路、水路の国有地の一部を字ハゲ田に変更

大塚字ハゲ田四五九番の五のうち、四六〇番の一のうち、四六三番の一のうち、四六四番の一のうち、四六五番のうち、四六六番のうち及びこれに伴う水路の国有地の一部を字十左衛門田に変更

大塚字アヤメ田四三八番のうち、字ハゲ田四七〇番の一のうち、四七一番の一のうち、四七二番のうち及びこれに伴う道路、水路の国有地の一部を字広瀬に変更

大塚字中道四八六番の二、四八六番の三、四八六番の五、

四八九番の一のうち、四八九番の三、四九〇番の一のうち、四九〇番の二及びこれに伴う道路の国有地の一部を字広瀬に変更

大塚字燕子池四二八番の二のうち、四三〇番の四のうち及びこれに伴う水路の国有地の一部を字中道に変更

倉吉市清谷

清谷字泓ヶ一七九番のうち、一八〇番のうち、一九二番のうち、一九三番のうち及びこれに伴う水路の国有地の一部を字塚根に変更

清谷字塚根並びに字井尻の水路の国有地の一部を字泓ヶに変更、清谷字泓ヶ一八五番のうち、一八六番のうち、一八七番のうち、一八九番のうち、一九七番のうち、一九八番、一九九番及びこれに伴う水路の国有地の一部を字井尻に変更

清谷字廿九二六八番のうち、二六八番うち二のうち、二六八番の二のうち、二六八番の四、二六八番の五、二六九番の一のうち、二六九番の二のうち、二六九番の三、二七〇番、二七一番、二七一番の一のうち、二七一番の二

のうち、二七二番、二七三番、二七四番の一、二七六番、二七七番、字森三一三番のうち、三一四番のうち、三一五番のうち及びこれに伴う水路の国有地の一部を字下大石に変更

清谷字森三一三番のうち、字穴田五四三番のうち、三五一番のうち、三五二番のうち、三四反田六三三番のうち、六三三番のうち、六三六番のうち、六三七番のうち、字大樋口三九三番のうち、三九四番のうち、三九四番の二、三九五番のうち、字森三九二番のうち、三九二番の五のうち、三九二番の七のうち、三九二番の八のうち及びこれに伴う道路、水路の国有地の一部を字淵ノ上に変更

清谷字森三一三番のうち、字廿九二六八番のうち二のうち、二六八番の二のうち、二六八番の五のうち、二六九番のうち、二六九番の二のうち、二七一番のうち、二七一及び二七一番の二のうちを字穴田に変更

清谷字穴田三四〇番のうち、三四〇番の四のうち及びこれに伴う水路の国有地の一部を字西谷口に変更

清谷字大石二二八番のうち、二三二番のうち、二三二番の二のうち、二三二番の三のうち、二三三番のうち、二三四番のうち、字穴田三四八番のうち及びこれに伴う道路の国有地の一部を字五ノ坪に変更

清谷字穴田三三九番の一、三四〇番のうち一のうち、三四〇番の三、三四〇番の六及びこれに伴う道路、水路の国有地の一部を字四反田に変更

清谷字四反田六三一番のうち、六三一番の二、六三七番のうち、六三八番の一、六三八番の二のうち、六三九番のうち、六四〇番、六四一番の二、六四一番の三、字下前河原六六〇番の二及びこれに伴う道路、水路の国有地の一部を字与三治に変更

清谷与三治六四四番の四のうち、六四四番の五のうち、六四四番の六、六四六番のうち、六五七番のうち、六五八番のうち、字上前河原六九四番のうち、六九八番のうち、六九九番のうち、七〇〇番の一、七〇〇番の二、七〇一番のうち、七〇一番の二のうち、字下沢地七五八番のうち及びこれに伴う道路、水路の国有地の一部、大塚字砂田三七一番のうち、三七二番のうち及びこれ

伴う水路、堤塘の一部を字下前河原に変更

清谷字下前河原六七一番のうち、字大石橋六八四番のうち、六八四番のうち、六八四番の二のうち、字北田七〇九番のうち、七一〇番のうち、七一一番のうち、七一二番の二のうち、七一九番の二のうち、字下沢地七五七番のうちから七五九番のうちまで及びこれに伴う道路、水路、堤塘の国有地の一部を字上前河原に変更

清谷字大石橋六八四番のうち、六八四番の二のうち、六八四番の三のうち、六八五番字上前河原六八六番、六八七番、六八八番のうち、六八九番、六九〇番、七〇三番のうち、七〇六番の二のうち、福庭字中井田四七五番の一、四七五番の二及びこれに伴う道路、水路、堤塘の国有地の一部を字北田に変更

清谷字沢地七三五番のうち及び七三六番のうちを字下沢地に変更

清谷字森三九二番の五のうち、三九二番のうち、三九二番の八のうち、三九二番の七のうち、三九二番の二、

大塚字下沖三五三番の一、三五八番のうちの一、三五九番、三六〇番の二、三六〇番の三、三六一番の一及びこれに伴う道路、水路の国有地の全部を字大樋口に変更

羽合町大字田後

字森三九二番の三、三九二番の五のうち、三九二番の六、三九二番の一〇、三九二番の一二、倉吉市清谷字淵ノ上三二七番の一、三二七番の二、三二八番、三二九番のうち、三三〇番のうち、三三一番の二のうち及びこれに伴う水路の国有地の一部を字二ノ森に変更

鳥取県告示第五百号

林業種苗法（昭和十四年法律第十六号）第八条第一項の規定に基づき、母樹林の指定を解除したので、同法同条第二項において準用する同法第四条の規定により次のとおり告示する。

昭和三十九年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 所 在 地 樹種 本数 所有者の住所及び氏名 母樹母樹林の別

- 一三七 八頭郡智頭町大字奥本字スミ谷口一、杉 二三 八頭郡智頭町大字奥本 安住喜代治 母樹林
- 一五四 〇四六 字坂の谷七七〇 〇二一 〇 〇
- 一五〇 鳥取市越路字猪子谷八四一・赤松 九 鳥取市越路 谷口 秀雄

鳥取県告示第五百一号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、ピロプラズマ病検査、肝てつ検査、肝てつ駆除のための投薬、だに駆除及びひな白痢検査を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき牛及び鶏の所有者に対して検査、投薬及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十九年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ピロプラズマ病、肝てつ症及びひな白痢予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり

- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
ピロプラズマ病検査、だに駆除、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬
牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
- ひな白痢検査
種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、投薬及び駆除の方法
ピロプラズマ病検査……血液塗抹検査
肝てつ検査……皮内反応及び虫卵検査
肝てつ駆除のための投薬……ピチオノール製剤投与

だに駆除……BHC散布

ひな白痢検査……ひな白痢急速凝集反応

別表 及び肝てつ駆除のための投薬

実施期日	実施区域	実施場所
八月二十六日	三朝町	旭、木地山検査場
〃 二十七日	〃	大谷
〃 二十八日	関金町	新興
〃 二十九日	〃	大河原
〃 三十一日	〃	野添
〃 二十六日	中山町	笹ヶ平
〃 二十七日	中山町	二本松
〃 二十八日	大山町	香取
〃 二十九日	中山町	高橋
〃 三十日	名和町	新渡道
〃 三十一日	〃	旧奈和
〃 八月二十七日	〃	陣椿
〃 二十八日	〃	上大山

実施期日	実施区域	実施場所
〃 九日	〃	新高田
〃 十日	〃	薬仙
〃 十一日	〃	庄内
〃 十二日	〃	旧奈和
〃 十三日	〃	庄内
〃 十四日	〃	庄内
〃 十五日	〃	旧奈和
〃 十六日	〃	下坪
〃 十九日	〃	〃
〃 八月二十九日	〃	大坂
〃 九月二十四日	〃	溝口町
〃 二十五日	〃	上代、畑池
〃 十月一日	〃	間地、福居、三部
〃 二日	〃	金屋谷、岩立
〃	〃	宇代、宮原
〃 八月二十四日	〃	三朝町
〃 二十八日	〃	倉吉市
〃 二十九日	〃	泊村

ひな白痢検査

実施期日 実施区域 実施場所
八月二十四日 三朝町 各種鶏場巡回
二十八日 倉吉市
二十九日 泊村

九	三十日	倉吉市	中村種鶏場	十八日	鳥取市
八	二十九日	溝口町	松本	二十一日	鳥取市
七	二十八日	鳥取市	各種鶏場巡回	二十二日	青谷町
六	二十七日	鳥取市		二十四日	青谷町
五	二十日	鳥取市		二十五日	青谷町
四	十九日	鳥取市		二十六日	鳥取市
三	十八日	鳥取市		二十七日	鳥取市
二	十七日	鳥取市		二十八日	鳥取市
一	十六日	鳥取市		二十九日	鳥取市
〃	十五日	鳥取市		三十日	鳥取市
〃	十四日	岩美町		八月二十五日	倉吉市
〃	十三日	国府町		〃	〃
〃	十二日	〃		〃	〃
〃	十一日	〃		〃	〃
〃	十日	〃		〃	〃
〃	九日	〃		〃	〃
〃	八日	〃		〃	〃
〃	七日	青谷町		〃	〃
〃	六日	〃		〃	〃
〃	五日	〃		〃	〃
〃	四日	〃		〃	〃
〃	三日	〃		〃	〃
〃	二日	〃		〃	〃
〃	一日	〃		〃	〃
〃	〃	〃		〃	〃
〃	〃	〃		〃	〃
〃	〃	〃		〃	〃
〃	〃	〃		〃	〃
〃	〃	〃		〃	〃

〃	十八日	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	二十四日	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	二十六日	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃

鳥取県告示第五百二号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、豚コレラ予防注射を実施するから家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十九年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 豚コレラ予防のため
 二 実施の区域 県内全域
 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚。ただし、生後五十日以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
 四 実施の期日 昭和三十九年八月二十七日から九月二十六日まで
 五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

鳥取県告示第五百三号

昭和三十九年六月十三日付けで羽合土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(暗渠排水)事業については、審査の結果その計画を適當と認めためたので土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

昭和三十九年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十九年八月二十四日から二十日間とする。

二 縦覧場所

東伯郡羽合町大字長瀬 羽合土地改良区事務所

三 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

正 誤

昭和三十九年八月七日付け鳥取県告示第四百七十号中の簡所に誤りがあつたので訂正する。

頁 段 行 誤 正

二 上 一 字田浜 字西浜

昭和三十九年八月十一日付け鳥取県人事委員会規則第二十七号中次の簡所に誤りがあつたので訂正する。

頁 段 行 誤 正

六 上 八 「配偶者及び子」 「配偶者及び子」

昭和三十九年八月十一日付け鳥取県人事委員会規則第二十八号中次の簡所に誤りがあつたので訂正する。

頁 段 行 誤 正

六 下 六 改正する 改正する

昭和四年四月十五日第三種郵便物 発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町二丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所
[定価 一部月極二五〇円(郵送料共)]